

[鳥取県立農村総合研修所]
指 定 管 理 施 設 運 営 評 価 委 員 会 評 価 報 告 書

指定管理施設における施設管理状況の点検について(平成19年9月19日付第200700099675号行政経営推進課長通知)に定める「指定管理業務点検要領」に基づき、鳥取県立農村総合研修所審査委員会として、以下のとおり指定管理者による当該施設の管理運営状況について、中間年度までの実績をもとに評価を行った。

1 対象施設

鳥取県立農村総合研修所(倉吉市大原大字宮ノ下632-4)

2 指定管理者

鳥取県農業協同組合中央会 代表理事会長 栗原 隆政

3 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)

4 評価委員会

(1)開催日 令和4年11月29日(火)

(2)開催場所 鳥取県立農村総合研修所 第一演習室・会議室

(3)評価委員

氏名	所属・役職
中山 実郎	公立鳥取環境大学経営学部経営学科・教授
井上 武美	井上武美税理士事務所・税理士
小前 智栄美	鳥取中央農業協同組合総代
柿原 弥生	農業生産者
村上 敦志	農林水産部次長

※柿原委員は都合により欠席、中山委員はオンライン出席

(4)評価方法

令和元年度から令和3年度までの指定管理者から提出された事業報告書、各年度の県による評価結果、施設見学、質疑応答等に基づき、各委員が評価項目ごとに5段階評価を行った。

(5)評価結果

別添のとおり、全ての委員から「概ね協定書の内容どおりの管理がなされている」との評価を得た。

評価委員からの主な意見

- ・新型コロナウイルス感染拡大という状況が続く中で、適切な管理が実施されている。
- ・利用者サービスについては、コロナ禍に対応しており、今後も継続されることを望む。
- ・利用者の利便性向上に配慮し、休所日である土日の開所など柔軟に対応することができている。
- ・インターネット接続環境を自主的に整備するなど、利用者のニーズに対応することができている。
- ・利用拡大に、今以上に力を注いでいただきたい。

(別添)

鳥取県立農村総合研修所 評価表

項 目	評価のポイント	A	B	C	D
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	施設設備の保守管理を適切に行っているか。 保安警備、清掃等を適切に行っているか。 事故、災害等の緊急時の体制が確保されているか。	1	0	0	0
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○利用料金の徴収、減免の実施	利用許可等を適切に行っているか。 事前に知事の承認を受けた利用料金・減免基準により、適切に利用料金の徴収・減免が行われているか。	0	0	0	0
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	施設の利用受付・案内は適切であるか。 設備、備品等の貸出しを適切に行っているか。 利用指導・操作案内は適切に行われているか。	0	0	0	1
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	開館時間、休館日、利用料金等の設定は適切か。 利用者の要望に沿った研修等を実施しているか。 利用者数の状況はどうか。 個人情報は保護されているか。情報公開はなされているか。 利用者の意見の把握や対応は適切か。	0	1	0	1
〔収入支出の状況〕	収入支出は健全か。	0	△1	0	△1
〔職員の配置〕 ○組織内に所長を1名配置 ○受付業務に常時1名以上配置	職員の配置は適切か。	0	0	0	0
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 ○必要な規程類の整備	不適正事案や事故は発生していないか。 業務報告はなされているか。 業務日誌、経理簿等を作成し、常備しているか。 規程に則って処理が行われているか。	0	0	0	0
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 労働関係法令/環境関連法令/その他 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	関係法令を遵守しているか。 県内事業者への発注に努めているか。	0	0	0	0
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	障がい者就労施設への発注等に配慮しているか。	0	0	0	1
〔その他〕 ○施設内完全分煙	施設内の分煙が出来ているか。	0	0	0	0
総 括		0	0	0	0

《評価指標》

- 2: 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1: 協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。
- 0: おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- △1: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- △2: 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。